ふるさとづくり事業推進助成金概要のお知らせ

町内会等が実施する事業に対して、各種助成金の交付制度がありますので、ご活用ください。

事　業　内　容	助成金限度額	補助率	補助事業申請者	補助対象経費
1　市内の町内会等が施行し、広く市民が活用する集会所及び公民館（以下「施設」という。）に係る次の事業		１／２以内	市内各地区総代	補助事業に要する経費。ただし、次の経費は除く。 １　用地費 ２　食糧費 など
ア　施設の建設等事業及び当該事業年度における備品購入	８００万円			
イ　施設の修繕又は模様替工事（アの補助を受けた施設については５年を経過するまで、交付を受けることができない）	５００万円			
ウ　施設の備品購入（ただし、建設等事業年度における備品購入は除く）	２００万円			
2　町内会等が参画する祭等に使用するものの購入又は修理に係る事業（屋台、山車、神楽、獅子、神輿など）	２００万円			
3　町内会等が企画して行うイベント事業及び社会教育的な事業	２００万円			
4　その他、市長が必要と認める事業	２００万円			

※左記の１号ア及びウの備品購入の申請については、<u>１申請１０万円以上の事業</u>とする。

<u>①申請につきましては、総代名でお願いします。</u>

<u>②助成金の振込先は、個人名のものではなく、町内会の通帳であることが明確なものでお願いします。</u>

※原則、事業の事前着手は不可とします。
※申請の際には、事前に愛西市役所市民協働部市民協働課（TEL 55－7113 ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ ）までご連絡ください。
なお、詳細につきましても、上記連絡先までお問い合わせください。

◆予算編成時の参考とするため、翌年度（令和４年度）の要望調査を９月頃に実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

◆なお、下記に該当する事業を予定されている場合は、県の補助が受けられる可能性があるため、<u>事業を実施する前年度９月ごろまでに</u>市民協働課へご相談ください。（例：令和４年度に実施する場合は、令和３年度の９月頃までに）

◇公民館の新設・修繕などで助成額が高額になると見込まれる事業
◇神楽や獅子などの大規模な修繕等

【手続きの方法（流れ）】※必ず、総代名により申請等を行うこと。

①助成金の交付申請（第５条関係）

別紙「様式第１号」により設計図、見積書等を添付し申請する。

②助成金の交付決定（第６条関係）

市長が受理した後、その結果を交付決定通知書（様式第２号）にて通知する。

重要

※事業の実施については、必ず最初に助成金申請をし、その後、市から送付されてくる交付決定通知書を受領してから行うこと

③事業完了報告（第８条関係）

別紙「様式第４号」により領収書（※金融機関の振込明細不可）、請求書、完了写真等を添付し完了報告をする。

④助成金額の確定（第１０条関係）

事業完了報告書を検収し、助成額を決定して額の確定通知（「様式第５号」）をする。

⑤助成金の請求（第１１条関係）

額の確定通知書を受領後、別紙「様式第６号」を提出する。

⑥助成金の支払い（第１２条関係）

請求書の提出後、３０日以内に交付する。ただし、資金の状況により支払いを延伸することがあります。

フローチャート

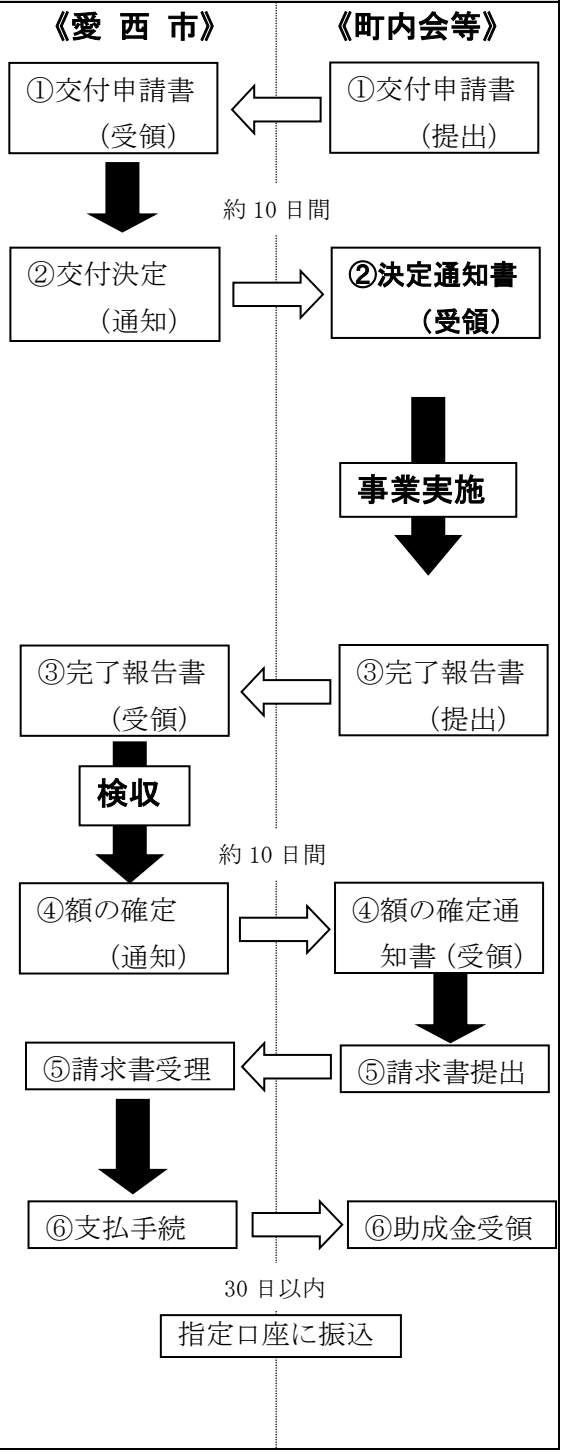

《提出先》

愛西市役所　市民協働部　市民協働課

各庁舎（立田・八開・佐織庁舎）の支所

《問い合わせ先》

愛西市役所　市民協働部　市民協働課

〒496-8555　愛西市稲葉町米野３０８番地

TEL：５５－７１１３（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）　FAX：２６－５５１５

ふるさとづくり事業推進助成金交付要綱及び

過去の実績に基づく助成対象〈例〉

１　市内の町内会等が施行し、広く市民が活用する集会所、公民館に係る次の事業

ア　集会所、公民館の建設事業で対象とする例

・　集会所新築工事

イ　アに定める施設の修繕又は模様替え工事で対象とする例

・　公民館床板及びカーペット張替え工事
・　集会所畳替え
・　公民館合併浄化槽布設及びトイレ改修工事
・　集会所公共下水道接続工事
・　集会所玄関扉及び収納室扉取付工事
・　公民館雨樋取替え工事
・　集会所外壁及び雨樋修繕
・　集会所外壁及び階段改修工事
・　集会所照明修繕工事
・　集会所トイレ及び犬走り改修工事
・　集会所屋根塗装工事
・　集会所障子紙張替工事
・　集会所階段手摺り取付工事
・　公民館雨漏り等補修工事
・　集会所外部張替工事
・　集会所トイレ増築工事
・　集会所エアコン修繕
・　公民館エアコン設置工事
・　集会所・公民館の耐震改修

など　<u>原則として建物本体の工事が対象</u>

ウ　アに定める施設の備品購入で対象とする例

（※１申請で１０万円以上の事業が対象（組み合わせ可））

・　会議用机、会議用椅子、テレビ、家庭用エアコン、音響機器（カラオケ機能、アンプ、ワイヤレスマイク、マイクスタンド含む）、電子機器（パソコン等）、カーペット（自分たちで取付）、カーテン（自分たちで取付）、コピー機、冷蔵庫、ガステーブル、ジャーポット、食器棚　など

２　町内会等が参画する祭等に使用する屋台、山車、神楽、獅子、御輿等の購入又は修理に係る事業で対象とする例

・　弓張提灯の修理
・　神楽太鼓の修理
・　秋まつりまとい修理
・　秋まつり御幣
・　提灯の購入（町内会等の名称が入っているものに限る）
・　長太鼓修理
・　秋まつり太鼓の修理
・　子供獅子修理
・　秋まつり神輿、山車用台車購入
・　秋まつり山車修理
・　のぼりの購入(神社名など宗教に関連するものが記載されていないもの)
　など

３　町内会等が企画して行うイベント事業及び社会教育的な事業で対象とする例

・　**盆踊り、春・秋まつり**
　法被（町内会名入り）・浴衣（町内会名入り）・紅白幕購入、法被・紅白幕・浴衣クリーニング、さらし、太鼓バチ、参加者傷害保険、やぐら組立工事、電気工事、やぐら組立部品、お揃いのＴシャツ（町内会名入り）、冷水器借用、バルーンライトリース、照明仮設工事、放送設備〈ワイヤレスアンプ〉、舞台飾り材料、太鼓講師謝礼〈個々の領収書が必要〉、仮設舞台設置工事、看板作成など
・　**写真展**
　展示用資材、写真パネル作成、写真タイトル用ラベルなど
・　**いきいきウォーク**
　参加者傷害保険、看板作成、のぼり・旗作成、現場配置役員集配バスレンタル、コース案内マップなど
・　**子供獅子まつり**
　半纏（町内会名入り）購入、宿用幕、手振り鈴、拍子木、胡床一式、収納ケース、半纏クリーニングなど

４　その他、市長が必要と認める事業で対象となる例

・　集会所、公民館の耐震診断

ふるさとづくり事業推進助成金交付要綱

に基づく助成対象外〈例〉

１　市内の町内会等が施行し、広く市民が活用する集会所、公民館に係る次の事業

ア　集会所、公民館の建設事業で対象外とする例

・　集会所、公民館の周辺工事については、対象外となります。
　　例）駐車場舗装工事、駐輪場設置工事、フェンス設置工事など
・　用地費、施設撤去費、造成費（整地費を含む）など

イ　アに定める施設の修繕又は模様替え工事で対象外とする例

・　建物本体に付随する周辺施設の修繕費
　　例）駐車場、駐輪場、フェンスなど
・　建物本体と一体となっていない備品

ウ　アに定める施設の備品購入で対象外とする例

・　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）
・　消耗品とみなされるもの（常用的、単発的に消費される軽微なもの）
　　なお、消耗品については、複数個購入して多額となっても対象外となります。
　　例）座布団　１００枚、湯のみ　５００個等

２　町内会等が参画する祭等に使用する屋台、山車、神楽、獅子、御輿等の購入又は修理に係る事業で対象外とする例

・　他事業などへ流用使用が可能な備品など
　　例）記録撮影用カメラ、交通整理用カラーコーン、メガホンなど
・　町内会名が入っていない祭り提灯など
・　宗教に直接関連する名称などが入った備品などの購入又は修理

３　町内会等が企画して行うイベント事業及び社会教育的な事業で対象外とする例

・　食糧費
・　人件費（講師への報償、謝礼については除く）
・　郵送費
・　記念品・参加賞など（優勝景品など各賞の景品は除く）
・　他事業などへ流用使用が可能な備品・消耗品など
　　例）記録撮影用カメラ、交通整理用カラーコーン、メガホンなど
・　祭などに付随してサブ的に行われるイベント
　　例）金魚すくいなど
・　祭などで町内会がそろえる既製品のＴシャツ・法被で町内会名などの名入れがされていないもの